

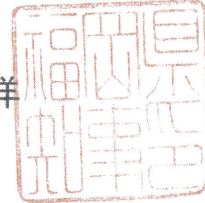
産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県柳川市大浜町2330番地の4

氏 名 有限会社再生
代表取締役 宮川 善人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許可の年月日 令和 2 年 8 月 15 日

許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 14 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、木くず 以上2品目

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：取扱品目 廃プラスチック類
設置場所 福岡県柳川市大浜町字明治開2330番4
設置年月日 平成20年2月11日
処理能力 (20mmスクリーン使用) 3.02t/日(8時間)

破碎施設：取扱品目 木くず
設置場所 福岡県柳川市大浜町字明治開2330番4
設置年月日 平成26年1月18日
処理能力 (ブレイカーバー装着) 3.7t/日(8時間)

選別施設：設置場所 福岡県柳川市大浜町字明治開2330番4
設置年月日 平成26年11月19日
処理能力 13.9t/日(8時間)

以下余白

(以下裏面記載)

3. 許可の条件

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設については、20mm以下のスクリーンを使用すること。
- (2) 木くずの破碎施設については、ブレーカーバーを装着した上で処理すること。
- (3) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は7.88m³以下とすること。
- (4) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（繊維くず、ガラスくず等（廃石膏ボードを除く。）、がれき類、ふるい下残さ）の保管数量はそれぞれ2m³以下とすること。
- (5) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず、ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量はそれぞれ0.2m³以下とすること。
- (6) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず）の保管数量は16.8m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成14年 8月12日 変更許可により中間処理（焼却）の追加
- 平成16年 7月12日 変更許可により中間処理（破碎）の追加
- 平成17年 8月15日 更新許可
- 平成21年 4月16日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（廃プラスチック類）の追加
- 平成22年 8月15日 更新許可
- 平成27年 3月18日 変更許可により中間処理（選別）の追加
- 平成27年 8月15日 更新許可
- 平成31年 3月 4日 変更届出により中間処理（乾燥）及び中間処理（焼却）の廃止
- 令和 2年 8月15日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無